広島市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　[この要綱](http://www.town.tonosho.kagawa.jp/reiki_int/reiki_honbun/o116RG00000525.html#l000000000)は、広島市南区似島町における使用済自動車の適正かつ円滑な処理を促進するため、広島市使用済自動車海上輸送費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、広島市補助金等交付規則（昭和３６年広島市規則第５８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　[この要綱](http://www.town.tonosho.kagawa.jp/reiki_int/reiki_honbun/o116RG00000525.html#l000000000)において、[次の各号](http://www.town.tonosho.kagawa.jp/reiki_int/reiki_honbun/o116RG00000525.html#e000000023)に掲げる用語の意義は、[当該各号](http://www.town.tonosho.kagawa.jp/reiki_int/reiki_honbun/o116RG00000525.html#e000000023)に定めるところによる。

（１）　使用済自動車　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号。以下「法」という。）第２条第２項の使用済自動車をいう。

（２）　海上輸送　使用済自動車を似島外に搬出するため、定期船を使用し輸送することをいう。

（３）　引取証明書　引取業者（法第２条第１１項の引取業者をいう。)が使用済自動車を引き取る際に、法第８０条の規定により使用済自動車の引取りを求めた者に対し交付する書面をいう。

（４）　関連事業者　法第２条第１７項の関連事業者をいう。

(補助金の交付対象)

第３条　補助金は、使用済自動車の海上輸送のための船舶運賃（以下「海上輸送経費」という。）を負担した者に対して交付する。

２　[前項](http://www.town.tonosho.kagawa.jp/reiki_int/reiki_honbun/o116RG00000525.html#e000000049)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

1. 海上輸送日と引取証明書の引取日との間に７日間以上の期間がある場合
2. 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、次に掲げるものである場合

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）第１９条第３項の規定による公表

が現におこなわれている者

ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象経費及び補助率)

第４条　補助金の交付の対象経費は、使用済自動車の海上輸送経費とする。

２　補助金の交付額は、[前項](http://www.town.tonosho.kagawa.jp/reiki_int/reiki_honbun/o116RG00000525.html#e000000059)の対象経費に１０分の８を乗じて得た額とする。この場合において、算出した額に１００円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

 (交付申請)

第５条　申請者は、あらかじめ広島市使用済自動車海上輸送費補助金交付申請書(様式第１号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

（１） 車検証の写し等対象車両であることを証する書類

（２） 複数車両のときは、個別明細書（様式第１号の２）

（３） その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第６条　市長は、申請者から申請書を受理したときは、その内容について審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、広島市使用済自動車海上輸送費補助金交付決定通知書(様式第２号)により通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査により、補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに補助金の不交付の決定を行い、広島市使用済自動車海上輸送費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

(事業の変更等)

第７条　補助金の交付の決定を受けた前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定通知を受けたのち事業の変更又は中止しようとするときは、遅滞なく広島市使用済自動車海上輸送費補助金変更等承認申請書（様式第４号）を提出し、市長の承認を受けねばならない。

２　市長は、前項の規定により変更等を承認するときは、広島市使用済自動車海上輸送費補助金変更等承認書（様式第５号）により速やかに補助事業者申請者に通知するものとする。

（補助事業者申請者の責務）

第８条　補助事業申請者は、関係法令等を遵守し、補助事業を行わなければならない。

（実績報告）

第９条　補助事業申請者は、補助事業が完了したときは、広島市使用済自動車海上輸送費補助金実績報告書（様式第６号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、補助事業の完了日から起算して４０日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（１） 乗船券の半券及び引取証明書その他引渡し先の関連事業者が使用済自動車を引き取ったことを証明する書類（乗船券の領収日と引取証明書の引取日との間が６日間以内に限る。）

（２） 複数車両のときは、個別明細書（様式第６号の２）

（３） その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定により報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及びその他報告に係る内容が交付要件に適合すると認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、広島市使用済自動車海上輸送費補助金交付額確定通知書（様式第７号）により補助事業者申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第１１条　補助事業前条の規定により通知を受けた申請者は、補助金の交付請求をするときは、広島市使用済自動車海上輸送費補助金交付請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

(調査等)

第１２条　市長は、必要があると認めるときは、補助事業申請者に対し必要な報告を求め、又は関係機関にその内容を調査させることができる。

(補助金の返還)

第１３条　市長は、補助事業者申請者が、広島市補助金等交付規則第１８条第１項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１） この要綱の規定に違反したとき。

（２） 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

２ 　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しの部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任規定)

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年３月１５日から施行する。